

第7次 芦屋すこやか長寿プラン21

第7次芦屋市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画



平成27年3月
芦屋市

はじめに

本市の高齢化は着実に進行しており、高齢化率は全国や兵庫県よりも高い状況です。“介護や支援を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らしたい”という思いは、高齢者はもちろん、市民共通の願いです。この願いを実現していくため、この度「第7次芦屋すこやか長寿プラン21」を策定いたしました。

これまで「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みを推進してまいりました。今後も、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者人口の割合が全人口の3割を超えることが見込まれる平成37年を見据えて「地域包括ケアシステム」構築の取り組みを更に本格化してまいります。

また、高齢者が生涯学習や就労、趣味の活動、交流などを通して、地域社会の一員としての役割を担い、高齢者をはじめすべての市民が、地域での交流や見守り、お互いが助け合う活動や、防犯・防災活動などを主体的に進めることができ、心が通い合う、だれもがいきいきと安心して暮らせるまちづくりを目指します。

介護保険制度改正の概要

現在、75歳以上の高齢者数の急増とともに、単身や夫婦のみの高齢者世帯の増加など、地域社会や家族関係が大きく変容する中で、介護保険制度が目指す「高齢者の尊厳の保持」や「自立支援」をいかに実現していくかが問われています。

他方で、制度の定着とともに、介護保険の総費用は急速に増大し、現行制度のままでは、保険料の大幅な上昇が見込まれ、「制度の持続可能性」を高めていくことが強く求められている状況です。

このような点を踏まえ、「地域包括ケアシステムの構築」と「費用負担の公平化」という2つの基本的な考え方のもと、制度見直し（平成27年施行）が行われます。

◇ 地域包括ケアシステムの構築 ◇ ◇ 費用負担の公平化 ◇

■ 制度見直しの4つの軸

・小規模の通所介護を地域密着型サービスに位置づけ

・市町村へ居宅介護支援事業所の指定権限移譲

居宅サービス等の見直し



・特別養護老人ホームの入所対象を中重度者の要介護者に重点化

・サービス付き高齢者向け住宅が住所地特例の対象に

施設サービス等の見直し



・低所得者の保険料の軽減の拡充一定以上所得者の利用者負担の見直し

・補足給付の見直し（資産等の勘案）

費用負担の見直し



・介護予防訪問介護と介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業へ移行

・在宅医療・介護の連携推進

・認知症施策の推進

・地域ケア会議の推進

・生活支援・生活予防サービスの基盤整備の推進

地域支援事業の見直し

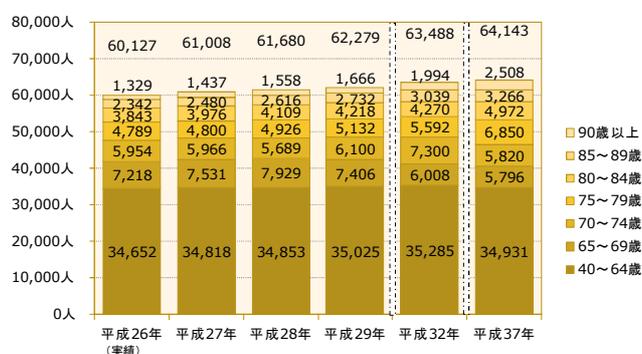


芦屋市の高齢者等の推計

(1) 40歳以上の人口

介護保険制度の第2号被保険者に該当する40～64歳人口は、総人口の推移と同様に、計画期間中(平成27年～29年)は上昇傾向で推移し、平成32年を頂点に以降減少傾向に転じると見込まれます。一方、第1号被保険者に該当する65歳以上人口は平成37年まで上昇傾向で推移します。

40歳以上の人口推計

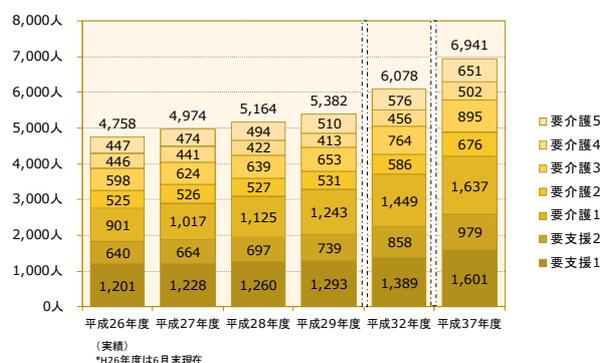


(2) 要介護等認定者数

介護保険サービス対象者の基礎となる要介護等認定者数は、平成25年度と平成26年度の実績(性別・5歳階級別・要介護度別)、及び認定率の1年間の伸びから自然体の認定率(出現率)を算出し、人口推計結果を乗算して算出しました。

その結果、要介護等認定者数は平成26年度の4,758人から、平成29年度には5,382人へ増加することが予想されます。

要介護等認定者数の推計



資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)をもとに、コーホート変化率法を用いた推計

本計画の概要

(1) 計画の期間

本計画は、平成27年度を初年度とし、平成29年度を目標年度とする3か年計画です。計画期間最終年にあたる平成29年度に、次期計画策定に向けた見直しを行います。

(2) 高齢者福祉計画と介護保険事業計画の関係

要介護等認定者を含むすべての高齢者を対象とした高齢者福祉計画と、介護保険サービスに関する介護保険事業計画は、相互が連携することによって、総合的な高齢者福祉施策の展開が期待されます。

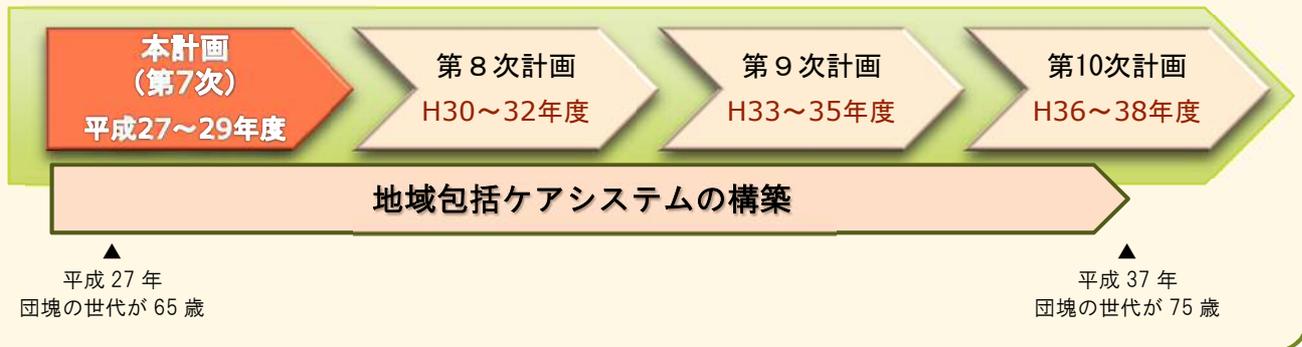
よって、本市では両計画を一体的な計画として策定し、「第7次芦屋すこやか長寿プラン21」として取りまとめました。

(3) 他計画等との関係

本計画は、「第4次芦屋市総合計画(平成23～32年度)」及び「前期基本計画(平成23～27年度)」の高齢者福祉に係る部門計画の役割を担うとともに、「第2次芦屋市地域福祉計画(平成24～28年度)」をはじめ、市の保健福祉分野別計画との整合を図り策定しています。

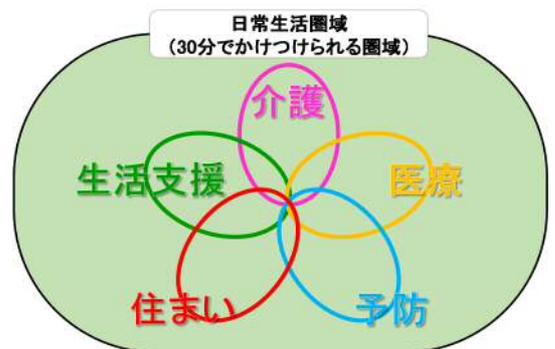
◆ 今期計画の位置づけ ◆

本計画は、平成 37 年を見据え、地域包括ケアシステムの構築のための「地域包括ケア計画」の最初の計画として位置づけられます。



■ 地域包括ケアシステムの5つの視点による取り組み

地域包括ケアを実現するため、次の5つの視点での取り組みが利用者のニーズに応じて包括的に行われ、また、入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目なくサービス提供が行われるよう努めます。



医療との連携強化

- 24時間対応の在宅医療、訪問看護やリハビリテーションの充実強化



介護サービスの充実強化

- 特養などの介護拠点の緊急整備
- 24時間対応の在宅サービスの強化



予防の推進

- できる限り要介護状態とならないための予防の取り組み
- 自立支援型の介護の推進



見守り、配食、買物など、多様な生活支援サービスの確保や権利擁護など

- 一人暮らし、高齢夫婦のみ世帯の増加、認知症の増加を踏まえ、様々な生活支援サービスを推進（見守り、配食等の生活支援や財産管理等の権利擁護サービス）

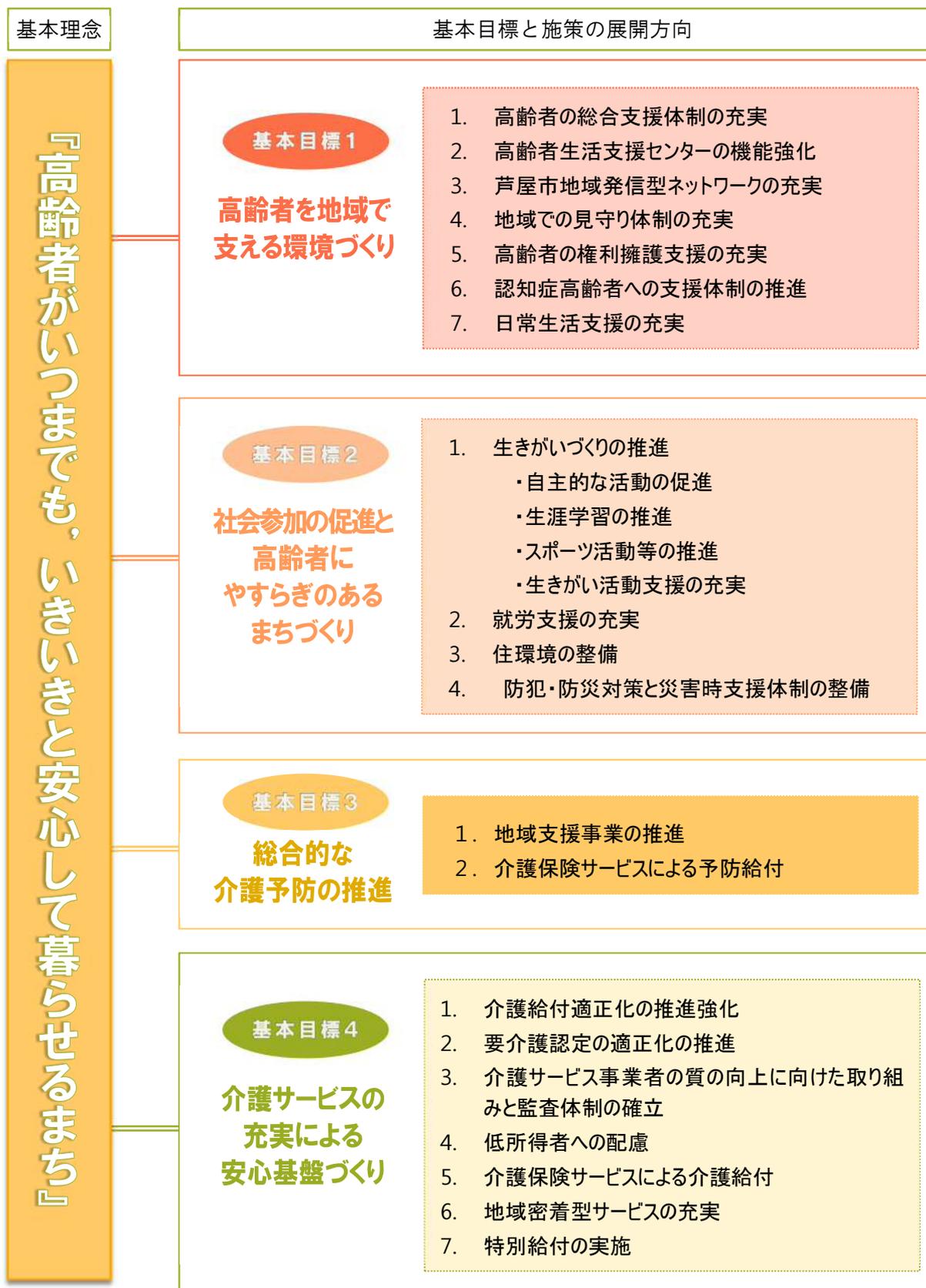


高齢期になっても住み続けることのできるバリアフリーの高齢者住まいの整備

- 高齢者専用賃貸住宅と生活支援拠点の一体的整備
- 持ち家のバリアフリー化の推進

施策の体系

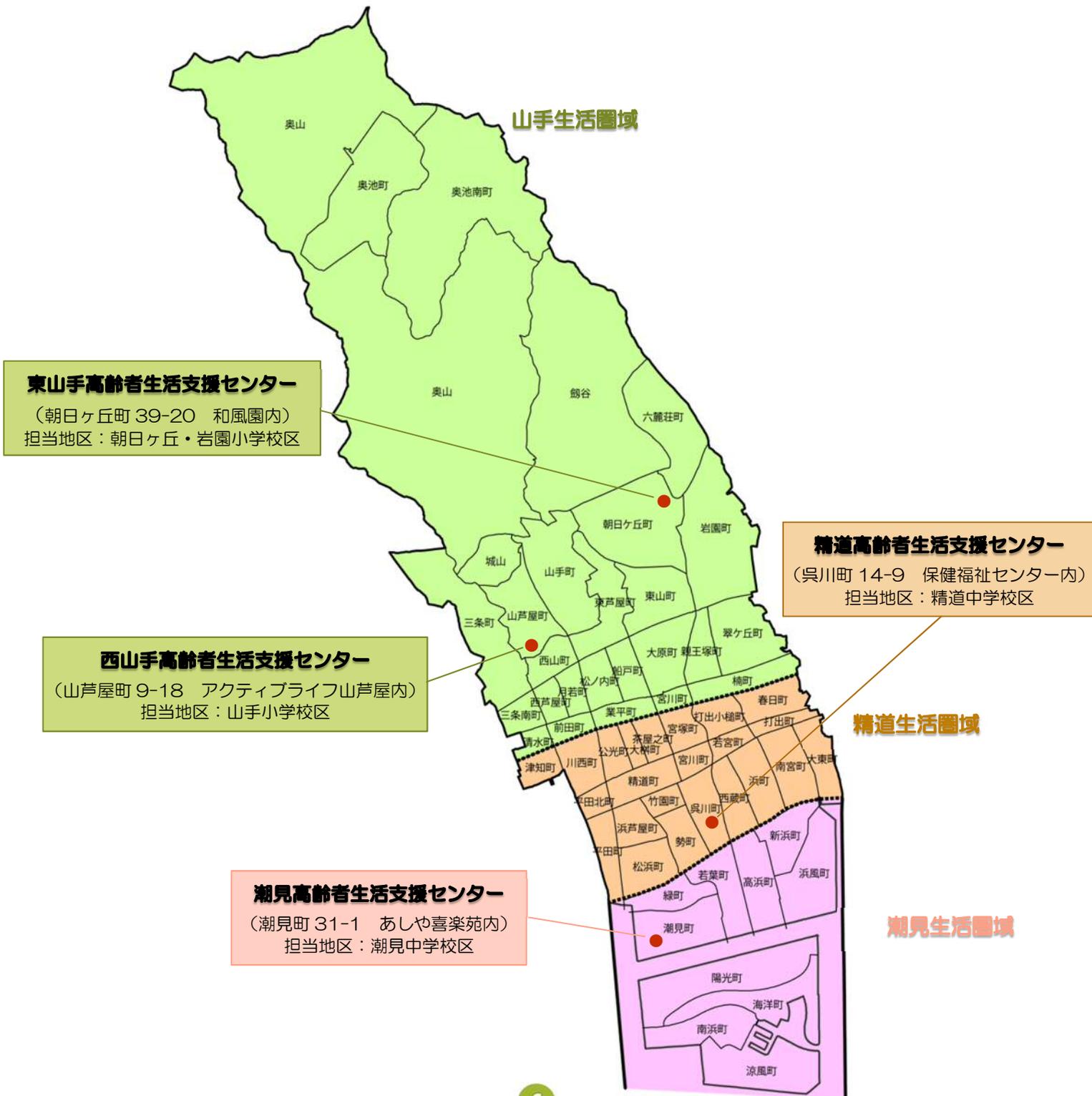
『高齢者がいつまでも、いきいきと安心して暮らせるまち』を基本理念とし、基本理念の実現に向けて、次のような体系で施策を推進していきます。



◆ 日常生活圏域 ◆

本市では、高齢者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケア」を推進するために、中学校区を基本に「日常生活圏域」を設定しています。それぞれの日常生活圏域には「高齢者生活支援センター」（地域包括支援センター）を設置しており、身近な相談窓口としての機能を含めた地域支援事業（包括的支援事業）や、要支援認定者への介護予防ケアマネジメントを一体的に実施しています。

本計画期間においても、この日常生活圏域ごとに介護施設の整備を進めるなど、介護サービスの充実を図っていきます。



基本目標 1

高齢者を地域で支える環境づくり

- 地域の高齢者への総合的な支援を行う高齢者生活支援センターの機能強化や周知
- 芦屋市社会福祉協議会と連携しながら、芦屋市地域発信型ネットワークの充実
- 可能な限り住みなれた地域の中で安心して生活できるよう、住民主体の見守り体制を整備
- 重要性が高まっている高齢者の権利擁護や、認知症高齢者への支援を一層強化
- 保健・医療・福祉・介護などの関係機関の連携を強化
- 保健・医療・福祉・介護などの関係機関における様々な情報の共有と問題解決にあたり迅速な対応や支援、サービスを身近に得ることができる環境の整備

基本目標 2

社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり

- 超高齢社会を豊かで活力ある長寿社会とするためには、高齢者自身が地域社会における役割を見出し、自らの経験や知識、技能を生かせる環境が必要です。
- 地域社会活動、生涯学習、就労など、高齢者が生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう自己実現の機会の創出を一層推進
- 長寿社会に対応した住環境を整備
- 高齢者を犯罪や災害等から守り、安心・安全に生活できるよう、関係機関や地域団体等の連携・協力による生活環境の整備や地域づくりを強化

基本目標 3

総合的な介護予防の推進

- 高齢者が要介護状態または要支援状態となることを予防し、活動的な生活を送ることができるよう支援
- 元気な高齢者を含む地域住民や NPO など多様な主体による新たなサービスの提供体制の整備
- 地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進
- 地域において高齢者が介護予防に関心を持ち、自主的に介護予防活動に取り組む環境づくり
- 地域における高齢者の状況を的確に把握し、必要な時に効果的な予防対策を行う
- 自立の視点に立ち、利用者の状態像に応じた、介護予防・日常生活支援のための総合的なサービス提供等の地域支援事業、予防給付及び地域における介護予防活動の推進

基本目標 4

介護サービスの充実による安心基盤づくり

- 介護が必要な状態になっても必要な介護サービスを受けることにより、できる限り住みなれた地域や家庭で日常生活が送れるよう支援
- 要介護認定の適正化、適切な介護給付や苦情対応体制の充実、監査体制の確立等により、適性かつ質の高い介護保険サービスを提供
- 低所得者の負担軽減
- 様々なニーズに柔軟に対応し、地域の実情に合わせて要介護者の在宅生活を支えるためのサービスの整備

◆ 芦屋市地域発信型ネットワーク ◆

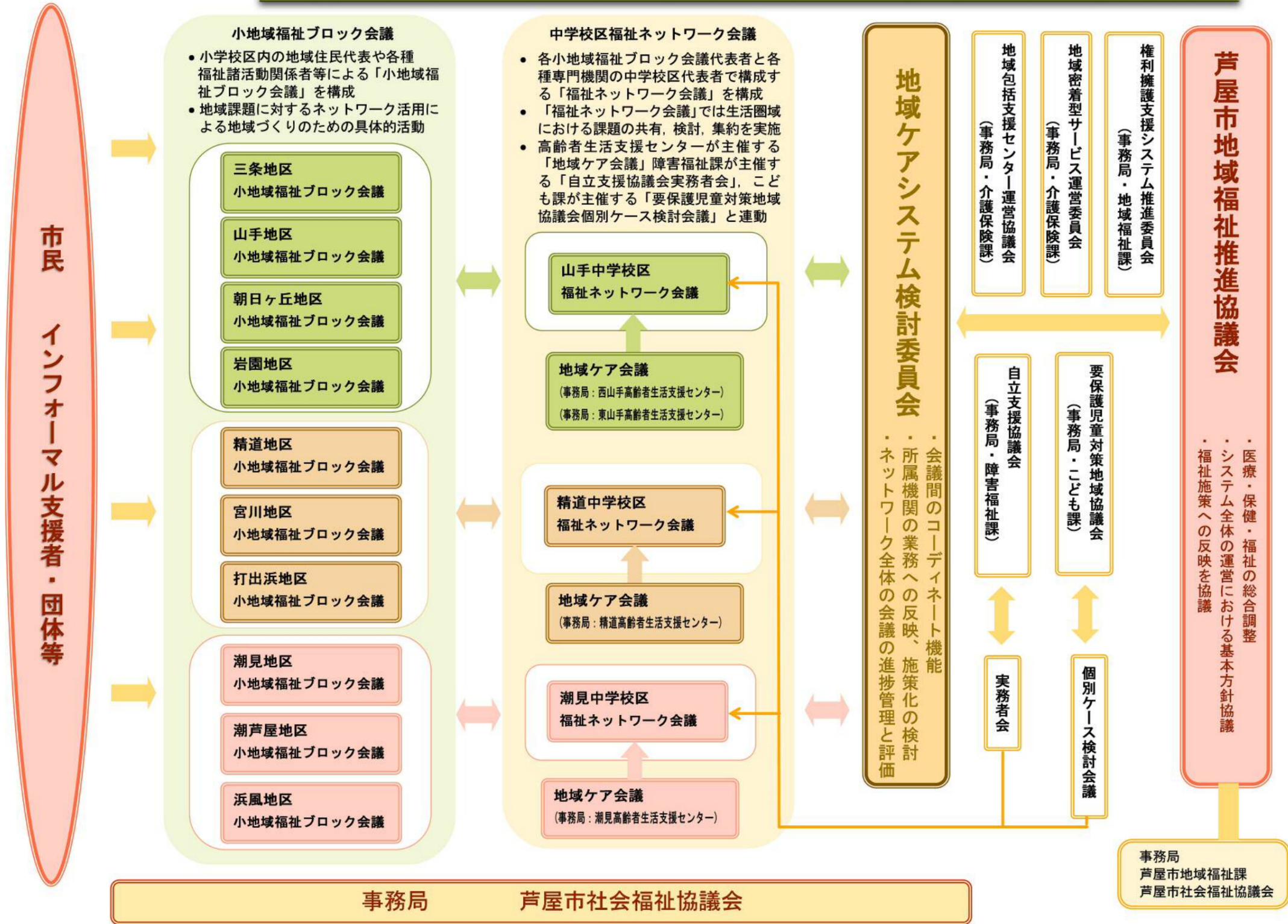
(理念) だれもが その人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまち

本市では、「だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまち」を目指し、地域で暮らす何らかの支援が必要なかたを支える仕組みとして、「芦屋市地域発信型ネットワーク」を構築しています。

芦屋市地域発信型ネットワークは、社会福祉協議会が事務局を担い、高齢者生活支援センターが支援する形で、地域の社会資源や福祉ニーズの把握、市民・関係機関への啓発、連携づくりに取り組んできました。

その取り組みの成果の一例である「救急医療情報キット」は、かかりつけ医や服薬内容などの医療情報を入れた容器を冷蔵庫に保管し、迅速な救急活動に活かすためのツールで、小地域福祉ブロック会議（旧小地域ブロック連絡会）参加者の発案で実現しました。

また、小学校区単位の会議体において、「となりの町の取り組みを知りたい」「同じような課題を抱える町があれば共同で取り組めるのではないか」等の地域間の横断的連携が求められていた背景から、平成 24 年度から 25 年度にかけて、地域課題を円滑に解決していくことを目的としてネットワークの改編に取り組みました。



介護保険サービスの事業見込み

■地域密着型介護予防サービスの目標量（予防給付）

（単位：回/年，人/年）

		実績（平成 26 年度末見込み）			推計整備値		
					計画期間		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
介護予防認知症対応型通所介護	回数	77	69	83	148	160	169
	人数	14	15	24	36	36	48
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	26	36	24	36	36	36
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	36	21	12	36	36	36

■地域密着型サービスの目標量（介護給付）

（単位：人/年，回/年）

		実績（平成 26 年度末見込み）			推計整備値		
					計画期間		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	300	636	732	1,068
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回数	15,568	15,109	15,440	14,741	14,634	14,098
	人数	1,710	1,602	1,656	1,572	1,524	1,428
小規模多機能型居宅	人数	540	596	660	708	768	1,152
認知症対応型共同生活介護	人数	1,542	1,507	1,836	2,460	2,844	3,384
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	399	426	432	600	600	600
地域密着型介護老人福祉施設入所者	人数	0	0	576	1,044	1,044	1,392

■予防給付のサービス目標量

（単位：人/年，回/年，日/年）

		実績			推計値		
					計画期間		
		H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
介護予防訪問介護	人数	9,270	9,450	9,660	9,804	10,092	4,944
介護予防訪問入浴介護	回数	0	21	0	0	0	0
	人数	0	4	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	5,799	5,890	6,298	6,599	6,929	7,110
	人数	1,309	1,394	1,608	1,836	2,088	2,352
介護予防訪問リハビリテーション	回数	432	748	925	1,144	1,411	1,699
	人数	92	161	180	216	240	276
介護予防居宅療養管理指導	人数	435	495	636	792	972	1,140
介護予防通所介護	人数	5,011	5,551	6,132	6,732	7,440	3,144
介護予防通所リハビリテーション	人数	689	914	1,224	1,560	1,944	2,328
介護予防短期入所生活介護	日数	676	627	433	302	174	174
	人数	142	129	96	60	36	36
介護予防短期入所療養介護	日数	143	73	18	62	62	62
	人数	15	14	12	36	48	60
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	689	818	960	1,272	1,416	1,860
介護予防福祉用具貸与	人数	6,254	6,828	7,728	8,580	9,612	10,608
特定介護予防福祉用具販売	人数	204	160	180	192	204	216
住宅改修	人数	198	217	204	192	180	156
介護予防支援	人数	14,381	15,167	15,660	16,200	16,968	17,628

■居宅サービス（介護給付）の目標量

（単位：回/年，人/年，日/年）

		実績		推計値			
				計画期間			
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
訪問介護	回数	228,658	244,193	252,662	240,123	226,267	211,044
	人数	9,952	10,468	10,896	10,872	11,112	11,244
訪問入浴介護	回数	2,843	2,908	2,784	2,396	2,195	2,160
	人数	549	542	552	468	408	360
訪問看護	回数	23,672	27,691	31,242	32,314	33,257	33,605
	人数	3,812	4,240	4,716	4,884	5,112	5,268
訪問リハビリテーション	回数	3,048	3,656	4,616	5,424	6,763	8,274
	人数	596	668	792	852	924	972
居宅療養管理指導	人数	4,583	5,211	6,096	6,576	7,092	7,536
通所介護	回数	55,554	61,081	67,680	73,584	82,434	89,760
	人数	6,381	6,922	7,428	7,848	8,556	9,120
通所リハビリテーション	回数	16,316	17,024	18,307	18,829	19,652	19,919
	人数	2,070	2,156	2,388	2,556	2,856	3,120
短期入所生活介護	日数	24,306	22,595	24,022	24,108	23,761	22,781
	人数	2,426	2,476	2,568	2,508	2,436	2,292
短期入所療養介護	日数	1,635	2,055	2,310	2,156	1,931	1,897
	人数	246	323	276	204	156	132
特定施設入居者生活介護	人数	2,532	2,725	2,844	3,768	3,768	4,356
福祉用具貸与	人数	29,317	31,848	32,820	33,156	34,080	34,428
特定福祉用具販売	人数	332	310	300	300	324	360
住宅改修	人数	215	231	228	216	204	192
居宅介護支援	人数	17,055	17,862	18,156	18,360	19,188	19,740

* 推計値は、入院中の精神障がい者が地域生活へ移行するための支援に関わる目標量を含む

■施設サービスの目標量

（単位：人/年）

		実績		推計値			
				計画期間			
		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
介護老人福祉施設	人数	3,526	3,506	3,492	3,456	3,456	3,456
介護老人保健施設	人数	3,175	3,349	3,288	3,384	3,384	3,384
介護療養型医療施設	人数	211	183	168	168	168	168



第 1 号被保険者の介護保険料について

保険料収納必要額に予定保険料収納率，所得段階別加入割合補正後被保険者数を除算し求めた第 1 号被保険者の保険料基準年額は，65,880 円（基準月額 5,490 円）となります。

■所得段階別の保険料月額

所得段階	所得段階の内容	保険料率	H27 年度 ~ H29 年度	
			月 額	年 額
第 1 段階	世帯全員が市民税非課税で，本人が生活保護受給者または老齢福祉年金受給者，あるいは本人の合計所得金額と公的年金等収入の合計が 80 万円以下の場合	※0.45	2,470 円	29,640 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で，本人の公的年金等収入と合計所得金額の合計が 120 万円以下の場合	0.7	3,840 円	46,080 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で，第 1・第 2 段階以外の場合	0.75	4,110 円	49,320 円
第 4 段階	世帯に市民税課税者がいる場合で，本人が市民税非課税で，公的年金等収入と合計所	0.9	4,940 円	59,280 円
第 5 段階	世帯に市民税課税者がいる場合で，本人が市民税非課税で，上記以外の場合	1.0	5,490 円	65,880 円
第 6 段階	本人が市民税課税者で，合計所得金額が 120 万円未満の場合	1.1	6,030 円	72,360 円
第 7 段階	本人が市民税課税者で，合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の場合	1.25	6,860 円	82,320 円
第 8 段階	本人が市民税課税者で，合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の場合	1.5	8,230 円	98,760 円
第 9 段階	本人が市民税課税者で，合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の場合	1.505	8,260 円	99,120 円
第 10 段階	本人が市民税課税者で，合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の場合	1.75	9,600 円	115,200 円
第 11 段階	本人が市民税課税者で，合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の場合	1.87	10,260 円	123,120 円
第 12 段階	本人が市民税課税者で，合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満の場合	1.875	10,290 円	123,480 円
第 13 段階	本人が市民税課税者で，合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満の場合	2	10,980 円	131,760 円
第 14 段階	本人が市民税課税者で，合計所得金額が 1,500 万円以上の場合	2.05	11,250 円	135,000 円

※ 第 1 段階の保険料率については，公費による低所得者の第 1 号保険料軽減強化により，基準保険料率 0.5 が 0.45 に軽減されています。

また，この公費による低所得者の第 1 号保険料軽減強化は，平成 29 年度から第 3 段階まで拡充される予定です。

第 7 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 概要版

第 7 次芦屋市高齢者福祉計画及び第 6 期介護保険事業計画

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町 7-6 TEL 0797-31-2121
<http://www.city.ashiya.lg.jp/> FAX 0797-38-2160

発行・編集／芦屋市福祉部高齢福祉課・介護保険課